

Topic 04

令和7年度小中学校の就学援助

問 学校教育課
☎(55)7136

援助内容／経済的な理由でお子様を小中学校に就学させるのにお困りの保護者の方に、学校で必要な費用の援助を行っています。

対象者／愛西市立小学校への就学予定者、愛西市立小中学校に在学する児童生徒、または愛西市に居住し県立附属中学校に在学する生徒の保護者で、かつ次の①もしくは②に該当する者。

①生活保護を受けている方(修学旅行費のみ援助対象となります)

②同一生計世帯全員の所得合計額が基準額以下である方(「所得基準の目安」参考)

※令和6年度に援助を受けられた方で、令和7年度も引き続き援助を希望される方は必ず申請期間内に申請を行ってください。

申請期間／8月1日(金)～29日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

申請場所／学校教育課または、各支所

認定時期／11月下旬

必要書類など／

①申請書(申請場所に設置。市ホームページからもダウンロード可)

②保護者名義の通帳等(口座名義が確認できるもの)

③その他

・愛西市に令和7年1月1日時点で住所が

なかった同一生計世帯員の方→令和7年度(令和6年中)課税(非課税)証明書

・対象児童生徒の住所が市内にない方→対象児童生徒を含む世帯全員の住民票(続柄等全部記載のもの)

・県立附属中学校に在学の方は、学校から案内された同意書(市町村提出用)

・その他、状況により追加で書類の提出をお願いする場合があります。

【所得基準の目安】

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯
小学生	父または母35歳、子どもが10歳の小学生の場合	父または母35歳、子どもが7・10歳の小学生2人の場合	父母35歳、子どもが9・11歳の小学生2人の場合
世帯の所得額 給与収入(年収)	1,859,000円 2,775,000円	2,380,000円 3,516,000円	2,710,000円 3,940,000円
小・中学生	父または母45歳、子どもが13歳の中学生の場合	父または母45歳、子どもが10・13歳の小・中学生2人の場合	父母45歳、子どもが11・14歳の小・中学生2人の場合
世帯の所得額 給与収入(年収)	1,936,000円 2,880,000円	2,456,000円 3,622,000円	2,780,000円 4,027,000円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なりますので、該当するかわからない場合は、提出をお勧めします。



Topic 05

医療費受給者証の年度更新について

問 保険年金課 ☎(55)7119

対象の医療費受給者証／

①・②の方でまだ更新手続きがお済みでない方は、手続きが必要です。

①【障害者医療費受給者証】

身体障害者手帳(1級から3級、腎臓4級および進行性筋萎縮症4級から6級)、療育手帳(AまたはB)所持者もしくは、自閉症と診断されている方で、令和7年7月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方。

②【後期高齢者福祉医療費受給者証】

「障害者」「ひとり暮らし」「ねたきり・認知症」などの要件(一部所得制限あり)による後期高齢者福祉医療の受給者の方で、令和7年7月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方。

③【母子・父子家庭医療費受給者証】

18歳以下の児童を養育している母子や父子家庭の方で、令和7年10月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方には、7月末に手続きのお知らせを送付しました。(所得制限あり)

届出期間／8月1日(金)～29日(金)